

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校の一部臨時休業の解除について（通知）

みだしのことについて、令和2年8月14日付け教県第759号により、県立学校の一部臨時休業及び分散登校とする旨通知したところですが、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校における学びの保障を図るため、県立学校の一部臨時休業を解除します。ただし、浦添地区、那覇地区の県立学校においては、地域の感染レベルを踏まえ、下記のとおり、分散登校を実施します。

については、別添の資料（教育長メッセージ）を職員、幼児児童生徒、保護者へ配布し、対応をお願いします。

なお、県においては、緊急事態宣言中であることを踏まえ、各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、8月31日以降の対応については、改めて通知いたします。

記

1 通常登校の対象校等

(1) 下記2に記す学校を除く県立高校、県立特別支援学校は通常登校とする。

ただし、登下校時における公共交通機関での感染リスクが高いと思われる県立学校においては、時差登校並びに短縮授業とすること。また、重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて臨時休業や分散登校も可とする。

(2) 県立中学校は通常登校とする。

2 分散登校の対象校等

(1) 県立高校（1、2年生）

浦添高校、那覇国際高校、陽明高校、首里高校、首里東高校、那覇高校、真和志高校、小禄高校、那覇西高校、浦添工業高校、那覇工業高校、沖縄工業高校、浦添商業高校、那覇商業高校、泊高校

※高校3年生は、これまで通り、原則、時差登校並びに短縮授業とする。

(2) 県立特別支援学校（全学年）

大平特別支援学校、陽明高等支援学校、鏡が丘特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校、那覇特別支援学校

※重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて臨時休業も可とする。

3 分散登校等の実施期間

令和2年8月24日(月)～令和2年8月30日(日)

4 保健管理に関すること

- (1) 幼児児童生徒に対し、手洗い、咳エチケット、規則正しい生活習慣、マスクの着用及び身体的距離の確保に努めるよう指導すること。
- (2) 消毒や3密対策等の各学校の地域の感染レベルに応じた感染症対策を徹底すること。
- (3) 熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、適宜マスクを外す、適切な水分補給を行う、活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、熱中症予防に努めること。

5 その他

健康に不安がある幼児児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で出席停止扱いにするなど、柔軟に対応すること。

※ 留意事項(家庭周知)

- (1) 同居家族が感染し、幼児児童生徒が濃厚接触者又は、その可能性が高い場合は、登校を控え、保健所の指示があるまで自宅等で待機するよう、指導するとともに保護者等にも、その旨依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。
- (2) 健康観察を継続し、幼児児童生徒に風邪症状がある場合は登校しないよう、指導するとともに、同居家族に発熱など風邪症状がある場合も登校を控えるよう、保護者等に依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。